

旭川市子ども・子育て審議会 平成26年度第4回 議事概要

- 開催日時 平成27年1月15日(木) 18:30～19:50
- 開催場所 旭川市役所第二庁舎3階 問診指導室
- 出席委員 (20名) 荒木関委員, 井代委員, 伊藤委員, 太田委員, 沖委員, 金谷委員, 小山委員, 斉藤委員, 佐々木委員, 佐藤委員, 芝木委員, 菅沼和歌子委員, 菅沼幸恵委員, 瀬崎委員, 飛世委員, 東峰委員, 千田委員, 廣岡委員, 三浦委員, 山形委員
- 事務局
 - 子育て支援部 河合部長, 稲田次長
 - 子育て支援部主幹 宮川副主幹
 - 子育て支援課 佐藤青少年担当課長
 - 石原主幹, 子育て企画係 板谷主査
 - こども育成課 堀内課長, 飯森補佐
 - 子育て相談課 松山係長, 阿保補佐
 - 愛育センター 奥山所長, 吉岡副所長

○資料

- 資料1 平成27年度子育て支援部予算要求の考え方について
- 資料2 旭川市児童館指定管理者優先交渉者の選定結果について
- 資料3-1 発達に不安のある子どもへの対応について(基本的な進め方)
- 資料3-2 発達に不安のある子どもへの対応について(関連事業等の関係)
- 資料3-3 発達支援相談室の機能強化
- 資料3-4 親子教室の概要
- 資料3-5 子ども巡回相談の見直し
- 資料4-1 児童虐待への対応について
- 資料4-2 旭川市子どもへの虐待対応マニュアル(地域関係者(民生児童委員・医療機関・支援センター等)用ダイジェスト版)
- 資料4-3 旭川市子どもへの虐待対応マニュアル(小学校・中学校用ダイジェスト版)
- 資料4-4 旭川市子どもへの虐待対応マニュアル(保育所・幼稚園等用ダイジェスト版)
- 資料5-1 みどり・わかくさ学園における新規事業実施について
- 資料5-2 保育所等訪問支援の概要
- 資料5-3 障害児サービス・支援の利用と「特定相談支援」・「障害児相談支援」について

○議事概要

1 開 会

2 議 事

- 報告事項(1)平成27年度子育て支援部予算要求の考え方について

資料1 平成27年度子育て支援部予算要求の考え方について
(事務局説明)

- ・ 子育て支援部の平成27年度予算要求については、制度改正や喫緊の課題への対応及び旭川市子ども・子育てプランを推進するための将来に向けた仕組みづくりに係る予算要求をしている。現在予算編成作業中ではあるが、一般会計予算として本年度当初予算と比べて、約9%増の約183億円を要求している。

その主な内容について、制度改正への対応として2事業あり、子ども医療費助成費及び医療費給付費がある。子ども医療費助成費については、3期目の市長公約において更なる充実が盛り込まれており、制度改正後の運営状況を見ながら、自己負担の在り方も含め論点整理を進めていく。医療費給付費については、本年1月から、小児慢性特定疾患の児童について、対象疾患の拡大や自己負担割合の軽減のほか、家族からの相談対応や利用可能な福祉サービスの調整等を行う相談支援事業を実施するため、「おびった」において、小児慢性特定疾患専用の相談窓口を開設した。

また、子ども・子育て支援新制度については、現行の認可保育所運営費に代わり、子どものための教育・保育給付費として要求しており、来月からの第1回定例会では利用者負担に関する条例について提案に向け準備を進めている。

次に、喫緊の課題への対応についての主な予算事業として、待機児童解消、児童虐待への対応、発達に不安のある子ども・保護者への支援の3点に整理しており、認可保育所における待機児童解消については、保育ニーズは高いが今後も少子化傾向が継続することが想定できることから、既存施設を活用しながら取り組んでいきたいと考えている。そのため、平成27年度予算要求において、私立認可保育所建設補助金として、増改築により定員75名分の増要求を行っているほか、幼稚園から給付対象施設への移行等に向けた協議を行うとともに認可外保育施設からの給付対象施設・事業への移行等を支援していく。留守家庭児童会開設費については、平成27年度から対象児童が小学校6年生まで拡大となることから、手法の多様化と子どもの居場所づくりという視点での検討が必要であるため、市直営の留守家庭児童会の設置とともに、民間事業者への運営費補助を実施し、民間事業者による受け皿の確保をしていく予定である。次に、児童虐待への対応と発達に不安のある子ども・保護者への支援については、平成27年度において、関連する事業の再構築や、専門性を有する職員の確保、人員増等の体制強化を図る予定である。

将来に向けた仕組みについては、平成27年度は旭川市子ども・子育てプランの初年度であり、本プランは喫緊の課題とともに将来を見据えた仕組みづくりを、2本柱としており、平成27年度及び平成28年度に全市的な拠点施設が相次いで供用開始となることから、開設とともにその機能を発揮できるよう準備作業を進めている。北彩都子ども活動センターは、本年10月に中高生や大学生等の子どもが集い、活動できる拠点として異年齢の子ども同士の交流や近隣に所在する市民活動交流センターや科学館等との連携により、子どもが夢や希望を持ち挑戦するきっかけづくりができる場として開設する予定であり、管理運営や事業の企画実施などは、指定管理者制度を予定しており、オープニングイベントも含め関連する予算を要求している。総合子ども・教育センターについては平成28年4月開設予定であり、教育委員会が所管しているものも含め、子どもや子育てに関する相談業務のほか、地域子育て支援センターなどの地域における子育て支援の業務を一元的に所管し、気掛かりの段階から深刻化

しつつある不安まで、関係機関等と連携して必要な支援につなげる全市的な拠点として整備し、平成27年度予算においては施設改修及び事前周知や備品等の購入に要する予算要求を行っている。本施設については、児童虐待への対応、発達に不安のある子ども・保護者への支援を進めていく中で拠点となるものでもあり、開設とともに機能を発揮できるよう今後関係機関等との協議も進めていく。最後に、私の未来プロジェクト事業については、小中高生等に対して命の大切さや親になることの意識を育む機会を提供し、児童生徒等が親世代となった時に子育てに責任と楽しさを感じることができる社会を実現することを目的に、今年度は国の交付金を活用し実施している。保護者や学校関係者、スタッフとして関わっている大学生の反応や5年後10年後を見据えた可能性からも、対象校の拡大を図りながら継続して取り組み、平成27年度からは、旭川市子ども基金を活用しながら旭川ウエルビーイング・コンソーシアムに委託して実施する予定である。

本市の財政状況が大変厳しい中、本年度当初予算と比べて、約9%増の要求内容となっている。残念ながら当初予算において予算化できないものもあるが、国の動向等を見ながら補正予算の可能性を求め、皆さんの御意見をいただきながら、創意工夫で対応していくので、協力をお願いしたい。

(A 委員)

- ・ 御意見・御質問がないようなので、本事項について報告を受けたこととする。

○報告事項(2) 旭川市児童館指定管理者優先交渉権の選定結果について

資料2 旭川市児童館指定管理者優先交渉者の選定結果について

(事務局)

- ・ 選定までの経過について、平成26年9月旭川市議会第3回定例会において、北星児童館の廃止、残りの児童館6館の管理を指定管理者に行わせるための条例改正案を提出し可決され、10月3日から11月21日まで指定管理者の募集を行った。

児童センター6館を北、南の2グループに分け募集を行った結果、各グループにそれぞれ3者から応募があった。その後、指定管理者候補者の選定委員会を12月10日に開催し、北地区が南地区とともにワーカーズユープ指定管理者グループ(北海道労働者協同組合)が選定された。

今後の予定として、2月の第1回定例会に指定管理者の指定についての議案を提出し、議決後、交渉権者と業務内容等の協議を行い基本協定を締結し、4月から指定管理者による管理運営を行う予定である。

指定管理の期間については、平成27年4月1日から平成32年3月31日までとし、主な事業内容の変更としては、現在17時までの開館時間を、5月から8月の夏の期間については18時まで延長し、また現在閉館となっている日曜日について、夏休み、冬休みの期間中に開館することを予定している。

(A 委員)

- ・ 御意見・御質問がないようなので、本事項について報告を受けたこととする。

○報告事項（3）発達に不安のある子どもへの対応について

- 資料3-1 発達に不安のある子どもへの対応について（基本的な進め方）
- 資料3-2 発達に不安のある子どもへの対応について（関連事業等の関係）
- 資料3-3 発達支援相談室の機能強化
- 資料3-4 親子教室の概要
- 資料3-5 子ども巡回相談の見直し

（事務局）

- ・ 発達に不安のある子どもへの対応について、発達障害等の支援を必要とする子どもの数が増加傾向にあり、関係機関等と連携した仕組みの構築が必要であることから、総合子ども・教育センターの開設を見据え、就学前から就学後までの一貫した支援体制及び一元的に相談を受け必要な支援へつなげる機能の充実を図る。

具体的な取組として、平成27年度から発達支援相談室に、こども通園センターにおける相談機能を集約することで相談窓口を一元化する。また、今年度から実施している親子教室の拡大、保護者に対する訪問支援の充実、特別支援保育等の見直しとして保育士等の加配を行う仕組みの構築も検討する。また、関連業務等の見直しとして、子ども巡回相談については検診の事後フォローとして位置付け、保育所・幼稚園を通した間接支援から保育所・幼稚園と連携し子ども及び保護者との関わりを持ちながらの直接支援とし、必要な支援につなげる取組みを実施する。次に、発達支援相談室の機能強化として、関係者と連携して子どもや保護者の状況に応じた支援を提供するための調整機能を担うとともに、保育所・幼稚園等の職員に対しての研修機会の提供、親子教室の実施回数及び受入人数の拡大、検診未受診者等への家庭児童相談室との連携による対応などを進める。こども通園センターの役割については、児童発達支援事業所として基本的には障害福祉課を経由して療育が必要な児童を受け入れることになる。

（B委員）

- ・ 総合子ども教育センターの設置場所、開設時期などについてどうなっているのか。また、親子教室は今後継続して同じ場所で開催するのか。

（事務局）

- ・ 場所は現在の常盤中学校の校舎の跡地を利用することとしており、開設時期は平成28年度からの予定である。親子教室については、現在の第2庁舎のキッズルームで実施しているものについては、10月に開設する北彩都子ども活動センターへ移行するか、第2庁舎の問診指導室で実施するか検討中である。神楽児童センターで実施しているものについては継続して実施する。また、来年度は新規で永山児童センターで開催する予定である。

（B委員）

- ・ 総合子ども教育センターの事業内容、実施場所・実施時期などの市民の方への周知を徹底してほしい。

(事務局)

- ・ 了解した。

(C 委員)

- ・ 資料 3-1 相談業務の一元化について、2名増員のうち心理士については、臨床発達心理士か学校心理士になるのか。

(事務局)

- ・ 臨床心理士と認定心理士となる予定である。

(D 委員)

- ・ 就学前の発達支援が充実しているように感じるが、就学後の学習障害などへの支援についてどのように考えるか。

(事務局)

- ・ 総合子ども教育センターでは現在の特別支援教育センター機能を合わせもつこととしているため、就学前と就学後一環した対応が可能になる。

(D 委員)

- ・ 療育手帳を受けると市の水道料金が半額になる場合があることなどの制度を知らない方がいた。周知の中で、受けられるケアについて、デイサービスの受け方・手続き方法などをまとめた、冊子のようなものがあるといい。幅広く周知してほしい。

(事務局)

- ・ 今後、発達支援相談室に窓口を一元化するので障害福祉課との連携もスムーズになる。また、愛育センターでも窓口となることができるようになるので、あちこちに行かなくてもよい仕組みになる予定である。

(C 委員)

- ・ 資料 3-5にある平成 28 年度に向けての、子ども巡回相談の効果の検証についてはどのような形を想定しているか。

(事務局)

- ・ 保護者への効果や保育現場への効果などを想定しているが、検証の方法等詳細について、今後検討していきたい。

(D 委員)

- ・ そのほか、御意見・御質問がないようなので、本事項について報告を受けたこととする。

○報告事項 (4) 児童虐待への対応について

資料 4-1 児童虐待への対応について

資料 4-2 旭川市子どもへの虐待対応マニュアル (地域関係者 (民生児童委員・医療機関・支援センター等) 用ダイジェスト版)

資料 4-3 旭川市子どもへの虐待対応マニュアル (小学校・中学校用ダイジェスト版)

資料 4-4 旭川市子どもへの虐待対応マニュアル (保育所・幼稚園等用ダイジェスト版)

(事務局)

- ・ 虐待に対する一連の業務については、家庭児童相談室等が担当しているが、児童虐待への対応について、民生児童委員等の関係者との連携のほか地域住民、会社の同僚、友人・知人等の身の回りの方の気づきが不可欠であり、それぞれの連携強化と情報共有を図り、役割を發揮するための取組を実施する。また、家庭児童相談室の体制強化のほか、助言・見守り・緊急性の判断を盛り込むという視点で資料4-2・資料4-3・資料4-4のとおりマニュアルを作成する。資料4-2については地域関係者用、資料4-3は小学校・中学校用、資料4-4は保育所・幼稚園等用とそれぞれの立場でわかりやすいものとし関係者間の共有を進める。また、虐待の対応について各関係者への研修機会を提供し、今後も意識啓発の取組を継続して実施する。

(E 委員)

- ・ 対応マニュアルの中の相談・通告先について家庭児童相談室、旭川児童相談所、警察救急が横並びになっているが、110番に電話すると旭川警察方面本部へつながる。通報先をどこにするかの判断基準として、110番・119番は生命が危ぶまれる場合についての通報先である。警察としては児童の安全確保を最優先としており、気づきのポイントに掲載している内容についても通報していただきたい。通報は110番にかけづらい場合は、最寄りの交番・駐在所でも電話を受けることができる。警察で通報を受けた場合について同時に児童相談所に報告する。身体的虐待のほか心理的虐待・性的虐待・ネグレクトについても受けることができ、警察内でも身柄を一時保護することができる場所がある。

(F 委員)

- ・ 一般市民への啓発、周知の仕方はどのように考えているか。広報等へ掲載するなど、少しでも多くの市民に伝えるような形で広報して欲しい。

(G 委員)

- ・ 資料4-3と資料4-4の気づきのポイントの内容について精査してはどうか。

(H 委員)

- ・ 資料4-1の関係者との連携に小学校も加えてはどうか。

(事務局)

- ・ 今後、委員のみなさんからの御意見も踏まえて精査していきたい。

(A 委員)

- ・ そのほか御意見・御質問がないようなので、本事項について報告を受けたこととする。

○報告事項(5) 愛育センターの新規事業について

資料5-1 みどり・わかくさ学園における新規事業実施について

資料5-2 保育所等訪問支援の概要

資料5-3 障害児サービス・支援の利用と「特定相談支援」・「障害児相談支援」について

(事務局)

- ・ 国では、平成27年度から「児童発達支援センター」が「保育所等訪問支援」と「障

害児相談支援」を実施することを必須にする予定としており、同センターである愛育センターみどり学園とわかくさ学園について、この2事業を新年度から実施するための準備作業をしている。事業内容については、「保育所等訪問支援」は保育所や幼稚園、認定こども園等を訪問して障害児が集団生活に適応するための支援を行うもので、学園本体と一体的に運営し、学園の理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、保育士等が必要に応じて訪問する形となる。続いて「障害児相談支援」については、平成24年4月1日施行の児童福祉法等の改正により、障害児支援を受けるためには、その利用計画作成が必要となったことが主な内容であり、療育等の児童福祉法に基づく「障害児通所支援」の利用計画を作成する事業である。

(D 委員)

- ・ 御意見・御質問がないようなので、本事項について報告を受けたこととする。

3 閉会